大規模災害時のごみの出し方

問い合わせ　環境整備課リサイクルセンター　☎52-5101

地震や台風、集中豪雨など大きな災害が発生した場合、人命救助やライフラインの確保が最優先です。しかし、その後は大量に発生するごみの処理が問題になります。ごみ処理施設などの被害によっては、いつもと違う「ごみの出し方」が必要です。
大規模災害時のごみ処理方法について、「大竹市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生するごみの量、種類、収集や処理の方法などを想定しています。
災害によって発生する「災害ごみ」にどのように対処するかをお知らせし、ご協力をお願いします。

「災害ごみ」は通常のごみステーションには出せません

「災害ごみ」がごみステーションに大量に出ると、「生活ごみ」の収集に影響を及ぼします。
大規模災害時は、災害ごみの「仮置場」を市が開設するので、指定の仮置場へ出してください。

「災害ごみ」は指定の「仮置場」へ

○片付けごみ
被災した住宅などを片付けるときに出る、汚れた畳、布団、衣類、壊れた家具、家電など

○災害がれき
木くず、壊れたブロック塀、崩れ落ちた瓦など

これらは指定された仮置場へ出してください。

「生活ごみ」は分別して「ごみステーション」へ

○日常生活で発生するごみ
○災害により生じた生ごみ
被災した冷蔵庫の中の生ごみ、浸水した漬物容器に入った漬物など

「仮置場」を設置する場合はお知らせします

仮置場を設置する場合は、市ホームページやチラシでお知らせします。
災害の規模や状況によっては、仮置場を設置しないで、リサイクルセンターで受け入れをする場合があります。

「災害ごみ」は事前に分別を

仮置場では、分類ごとに指定された場所で荷下ろしをしてください。
一般的に①電気製品②畳③布団類④がれき類⑤燃やせる粗大ごみ⑦燃やせるごみ⑧不燃ごみという分別で、生活ごみを混ぜないでください。

「災害ごみ」を片づけるとき

○作業をするときは、帽子、マスク、手袋、長袖、長ズボン、長靴などで身を守りましょう。
○冷蔵庫や食品保存容器（果実酒、漬物など）などに入っている食材はすべて取り出し、普段利用しているごみステーションへ出しましょう。
○「便乗ごみ」（災害と関係ないごみ）は、仮置場に出さずに、日常生活で発生する「生活ごみ」と同様の対応としてください。
○災害時でも、不法投棄や野焼きは絶対にしないでください。

毎月第１土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

11月のテーマ

やってみようエコドライブ！
～ふんわりアクセル（発進時に5秒間で20km/h）～

家庭で、職場で、できることからはじめましょう。
環境整備課 ☎59-2154

おおたけ。ごみ事情 No.76

生ごみの水切りでごみの減量化

―生ごみの8割は水分―

問い合わせ　環境整備課リサイクルセンター　☎52-5101

近年、日本では、ごみの減量化や再資源化が大きな課題となっており、ごみ出しするときの一人一人の意識が非常に大切です。そこで、ご家庭でも比較的簡単に取り組むことができる水切りについて紹介します。
生ごみの約8割は水分です。水分を減らすことで、ごみ減量化に大きな効果が期待できます。

水切りをするメリット

○生ごみが乾燥し、腐敗が進みにくくなり、嫌な臭いが減る。
○短時間で効率よくごみを焼却できるため、焼却施設から排出される二酸化炭素の減少・ごみ処理費の軽減につながる。

水切りの3つのポイント

①ごみを水に濡らさない
・野菜は洗う前に皮をむく
・皮は三角コーナーなど濡れやすい場所に置かず、そのまま捨てる
・シンクの外に紙袋などを置いて、紙に水分を吸わせてから捨てる
②乾かしてから捨てる
・茶がらやティーバッグは、水気を絞り、乾かす
・果物の皮など水分量の多いものは、天日干しや新聞紙などで十分乾かす
③ごみ出し前にもうひと絞り
・水切りネットに入れた生ごみを直接絞る（ペットボトルなどを使用した水切りグッズを、家庭で作ることもできます。写真参照）
・生ごみに直接触れることに抵抗がある場合は、ペットボトルなどの底を押し付けて水を切る

ごみの減量化に向け、こうした取り組みにご協力ください。
また、生ごみ処理機の購入の助成もあります。ぜひ、検討してみてください。

①ペットボトルの上部をハサミなどで切断する。

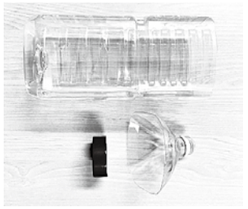

②切断したペットボトルの切り口をテープなどで補修する。

③切断したペットボトルの中に、生ごみの入った水切りネットを入れて、上に引っ張りぎゅっと絞る。

GSHIP
（GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム）

環境学習出前授業

問い合わせ
環境整備課　☎59-2154

9月26日、三菱ケミカル株式会社と関係事業所などが玖波小学校で使用済みペットボトルのボトル、キャップ、ラベルの分別回収と再資源化をテーマとした出前授業を行い、4年生21人が参加しました。その後、児童はキャップとラベルの回収箱を作りました。山口颯太くんは「リサイクルについて楽しく学ぶことができました。これからもしっかり分別して捨てようと思います」と話してくれました。

ラベルが透明になる実験を体験。

ラベルの回収箱（右）とキャップの回収箱（中央）の自分で書いたメッセージを指さす山口くん（左）。

授業で積極的に手をあげて発言する児童。

消費者シリーズ No.282

自宅を売っても住み続ける？リースバックは慎重に検討して！

問い合わせ ◆市消費生活センター（産業振興課内）☎573236【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～12時・13時～16時
◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）

住宅のリースバックとは

住宅のリースバックとは、住宅を売却して現金を得て、売却後は毎月賃料を支払うことで、住んでいた住宅に引き続き住むというサービスです。リースバックの利用を検討する際には、他の手法とも比較し、その取引の内容が自分のニーズに合致しているかをよく考えましょう。

また、売買と賃貸借それぞれの契約内容について十分に理解し、急いで契約せず、必要に応じて家族・親戚などとも相談しながら、検討を進めるようにしましょう。

こんなトラブルに気を付けましょう

ケース1 強引な勧誘で契約してしまい、後々解約を申し出たら高額な違約金を請求された【ポイント②参照】

ケース2 支払い賃料の合計リースバック額が数年で売却価格を超えることに後々気付いた【ポイント③参照】

ケース3 市場での取引価格より著しく低額な代金で売却してしまった【ポイント④参照】

リースバック利用の際のポイント

不動産取引の基本的な注意事項

ポイント① 不動産業者・金融機関など複数の事業者に相談し、自分のライフプランに合った条件・手法を選びましょう。

ポイント② 解約に多額のお金がかかることもあります。きちんと条件・内容を理解するため、契約を急がせる営業トークを鵜呑みにせず、落ち着いて「後で家族に相談して決める」と伝えましょう。

リースバック取引の基本的な注意事項

ポイント③ 住み続ける期間にわたって、毎月賃料を支払うことができるか、一度計算しましょう。

ポイント④ 提示されている売却価格について、複数の事業者に意見を聞いてみましょう。

ポイント⑤ 買い戻しは「当然の権利」ではありません。「いつまでに」「いくらで」買い戻せる条件なのかなど、契約前に確認しましょう。

ポイント⑥ 自分が望む期間、本当に住み続けられる契約なのか、更新・再契約の条件など契約書の記載を確認しましょう。

ポイント⑦ リースバック期間中に、設備が壊れたら直すのは自分・事業者のどちらなのか？など確認しておきましょう。（また、途中で亡くなった場合に、家族が原状回復費用を請求される場合もあります）

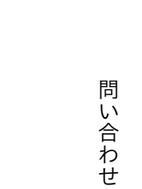

詳しくは国土交通省ホームページ「消費者向けリースバックガイドブック策定に係る検討会」を参照してください。

（国土交通省、住宅のリースバックに関するガイドブックから）

令和6年7月25日からの大雨災害義援金にご協力ください

問い合わせ 日本赤十字社広島県支部 大竹市地区事務局（地域介護課内）☎286226

令和6年7月25日からの大雨災害（秋田県・山形県など）で被災された方を支援するため、日本赤十字社広島県支部大竹市地区では、次のとおり義援金を受け付けます。市民の皆さんの温かいご支援ご協力をお願いします。

受付期間 12月27日㈮まで

窓口で寄付 地域介護課地域支援係に申し出てください。

ご協力いただいた義援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災された皆さんに届けます。

年金のはなし No.337

年末調整や確定申告に必要です

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

対象者には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告に必要な書類ですので、届きましたら必ず保管してください。対象者と書類の送付時期は表のとおりです。

電子版での交付

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、電子版での交付も可能です。電子版の証明書は、ｅ－Ｔａｘ（※）で利用することができます。

電子版での交付を希望する方は、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、手続きをしてください。ただし、紙媒体の証明書は郵送されなくなります。

電子版の利用方法などは、日本年金機構ホームページに動画が掲載されていますので、確認してください。

※「ｅ－Ｔａｘ」とは、国税に関する申告や納税などの手続を行うことができる電子申請サービスです。

対　象	「ねんきんネット」での電子送付希望登録	送付方法	送付時期
令和６年１月１日～10月２日までの間に国民年金保険料を納付した方	登録を行っていない方	郵送	10月下旬～11月上旬
	登録を行った方	電子送付（お知らせメール）	10月中旬～10月下旬
上記以外の方で令和６年10月３日～12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方	登録を行っていない方	郵送	令和７年２月上旬
	登録を行った方	電子送付（お知らせメール）	令和７年１月下旬

e－Taxホームページはこちらから

電子版証明書説明動画はこちらから

なお、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について疑問などがありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまで問い合わせてください。

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

相続・遺言に関する相談会

問い合わせ 広島司法書士会総合相談センター ☎082-221-5345

とき 11月3日、12月1日、令和7年1月12日、2月2日、3月2日（いずれも日曜日）10時～16時

面談（要予約） 広島司法書士会総合相談センター（広島市中区上八丁堀6―69）☎082-221-5345

電話相談 ☎082-511-7196

相談料 無料

相談内容 相続・遺言手続き全般

理美容店・クリーニング店・飲食店に 標準営業約款制度（Sマーク）

問い合わせ 県生活衛生営業指導センター ☎082-532-1200

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）擁護の助けとなる制度です。

広島県では、厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「飲食店」の店頭に「Sマーク」を掲げています。

厚生労働大臣認可

登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

詳しくは県生活衛生営業指導センターへ問い合わせてください。